

琴浦町地域防災計画

(令和3年3月修正)



琴浦町防災会議

目 次

第1編 総則

第1章 計画作成の目的	第1節	目的	2
	第2節	計画の構成	2
	第3節	基本方針	2
	第4節	その他の法令に基づく他の計画との関係	2
	第5節	計画の修正	2
	第6節	計画の周知	3
第2章 町の自然条件と災害	第1節	自然条件	4
	第2節	気象	4
	第3節	災害	4
第3章 防災知識の普及啓発、 防災意識の高揚及び災害教訓 の伝承（総務対策部・健康福祉 対策部・産業対策部・文教対策 部）	第1節	目的	6
	第2節	実施方針	6
	第3節	普及の時期	7
第4章 防災訓練計画 （総務対策部）	第1節	目的	8
	第2節	訓練種別	8
	第3節	訓練計画	8
第5章 町民の防災活動	第1節	目的	10
	第2節	防災及び危機管理の基本的な考え方	10
	第3節	町民の責務	10
	第4節	町民及び事業者による地域内の防災活動の推進	11
第6章 防災教育 （総務対策部・文教対策部）	第1節	ねらいと効果	13
	第2節	基本方向	13
	第3節	推進方策	13

第2編 災害予防（共通）

第1章 組織体制計画 （全対策部）	第1節	防災体制の整備	15
	第2節	配備及び動員体制の整備	17
	第3節	職員派遣体制の整備	18
第2章 情報通信広報計画 （総務対策部）	第1節	気象情報等の収集伝達体制の整備	19
	第2節	防災通信体制の整備	19
第3章 防災関係機関の連携 推進計画（総務対策部・消防 対策部）	第1節	関係機関等の応援の受入れ体制の整備	21
	第2節	資機材の整備	21
	第3節	自治体の広域応援体制の整備	21
	第4節	消防活動体制の整備	21
	第5節	応援・受援計画	22
第4章 避難対策計画 （総務対策部・健康福祉対策 部・文教対策部）	第1節	避難体制の整備	24
	第2節	要配慮者等の安全確保計画	28
	第3節	指定緊急避難場所・指定避難所の整備	31

	第4節	孤立予想集落対策の強化	35
	第5節	帰宅困難者対策の強化	35
	第6節	ペット同行避難対策の強化	36
第5章 医療救助計画 (総務対策部・建設環境対策部、健康福祉対策部)	第1節	医療(助産)救護体制の整備	38
	第2節	搜索、遺体対策及び埋葬体制の整備	40
第6章 交通輸送計画 (建設環境対策部・総務対策部)	第1節	緊急輸送体制の整備	42
	第2節	交通路線の災害予防	43
	第3節	交通規制体制等の整備	43
	第4節	ヘリコプター活用体制の整備	43
第7章 食料・物資調達供給計画 (総務対策部)	第1節	目的	44
	第2節	備蓄物資の整備	44
第8章 保健衛生対策計画 (健康福祉対策部)	第1節	トイレ確保体制の整備	45
	第2節	障害物除去体制の整備	45
	第3節	建築物等からの石綿飛散等防止対策	45
第9章 共助協働推進計画 (総務対策部・健康福祉対策部)	第1節	民間との防災協力体制の整備	46
	第2節	ボランティア受入体制の整備	46
	第3節	自主防災組織等の整備	47
	第4節	災害時の事業継続の取組みの支援	48
第10章 住宅対策計画 (建設環境対策部・総務対策部)	第1節	地震被災建築物応急危険度判定実施体制の整備	49
	第2節	被災宅地危険度判定実施体制の整備	49
	第3節	被害認定及びり災証明書の発行体制の整備	49
	第4節	応急住宅の確保体制	50
第11章 文化財災害対策計画 (文教対策部)	第1節	目的	51
	第2節	保護・管理等の責任	51
	第3節	保護・管理等の指導	51
	第4節	町における重要文化財	51
第12章 農業災害対策計画 (産業対策部)	第1節	目的	52
	第2節	農業防災体制	52
	第3節	農作物の災害予防対策	52
第13章 被災者支援計画 (総務対策部・健康福祉対策部)	第1節	目的	53
	第2節	私人間の紛争の防止及び調整体制の整備	53
	第3節	被災児童等の援護体制の整備	53
	第4節	被災者への的確な情報伝達	53
	第5節	被災者の生活復興支援体制の構築	53

第3編 災害応急対策(共通)

第1章 総則 (総務対策部)	第1節	町及び関係機関の処理すべき大綱	55
	第2節	災害対策基本法による要請等	58
	第3節	災害救助法の適用	58
	第4節	災害応急対策活動従事者の損害補償	61
第2章 組織体制計画	第1節	組織及び体制	62

(総務対策部ほか各対策部)	第2節	配備及び動員	69
	第3節	職員派遣	72
第3章 情報通信広報計画 (総務対策部)	第1節	気象情報の伝達	73
	第2節	地震及び津波に関する情報の伝達	77
	第3節	災害情報の収集及び伝達	78
	第4節	広報・広聴	82
	第5節	通信の確立	83
第4章 防災関係機関の連携推進計画 (総務対策部・建設環境対策部・消防対策部)	第1節	応援活動の調整	85
	第2節	資機材等の調達及び受援	85
	第3節	自治体の広域応援	85
	第4節	消防活動	86
	第5節	海上保安庁の応援要請	87
	第6節	自衛隊の災害派遣要請	88
	第7節	国土交通省への応援要請及び応援受入れ	91
第5章 応援・受援計画 (災対本部・総務対策部)	第1節	目的	92
	第2節	受援計画	92
	第3節	応援計画	93
第6章 避難対策計画 (総務対策部・健康福祉対策部・文教対策部)	第1節	避難の実施	95
	第2節	指定緊急避難場所・指定避難所の開設	104
	第3節	孤立発生時の応急対策	107
第7章 医療救助計画 (総務対策部・健康福祉対策部・建設環境対策部・消防対策部)	第1節	医療(助産)救護の実施	109
	第2節	搬送の実施	109
	第3節	捜索、遺体対策及び埋葬	110
第8章 交通・輸送計画 (建設環境対策部・総務対策部)	第1節	緊急輸送の実施	114
	第2節	交通路線の確保	115
	第3節	交通規制の実施	115
第9章 食料・物資調達供給計画 (総務対策部・健康福祉対策部・産業対策部・建設環境対策部)	第1節	食糧の供給	117
	第2節	生活関連物資の供給	118
	第3節	飲料水の供給	120
第10章 保健衛生対策計画 (健康福祉対策部・建設環境対策部・産業対策部)	第1節	トイレ対策	123
	第2節	障害物の除去	126
	第3節	防疫の実施	129
	第4節	入浴支援	131
	第5節	動物の管理	131
第11章 共助協働推進計画 (総務対策部・健康福祉対策部)	第1節	民間との協力体制の推進	134
	第2節	ボランティアとの協働	135
第12章 住宅対策計画 (建設環境対策部・総務対策部)	第1節	宅地・建物の被災判定の総則	136
	第2節	地震被災建築物の応急危険度判定の実施	139
	第3節	被災宅地の応急危険度判定の実施	140

	第4節	被害認定及びり災証明書の発行	140
	第5節	応急仮設住宅の建設	141
	第6節	住宅の応急修理	143
	第7節	住宅の再建対策	144
第13章 文教対策計画 (文教対策部)	第1節	応急教育	146
第14章 農業災害対策計画 (産業対策部)	第1節	農林水産業応急災害対策	148
第15章 被災者支援計画 (健康福祉対策部・総務課対策部)	第1節	生活再建対策	149
	第2節	健康及びこころのケア対策	151
	第3節	義援金・義援物資の受入・配分	152
第16章 ライフライン対策計画 (総務対策部・建設環境対策部)	第1節	LPGガス応急対策	155
	第2節	水道施設応急対策	155
	第3節	下水道施設応急対策	156
	第4節	燃料確保の応急対策	158

第4編 復旧・復興計画

第1章 公共施設の災害復旧 (災対本部・各対策部)	第1節	目的	160
	第2節	災害復旧事業の実施	160
	第3節	災害復旧事業の留意点	160
第2章 災害復旧計画 (総務対策部・産業対策部)	第1節	目的	161
	第2節	災害復興対策	161
	第3節	資金融資、調達のための措置	161

第5編 災害種別対策

第1章 地震災害予防計画 (全対策部)	第1節	計画的な地震防災対策の推進	164
	第2節	被害想定	164
	第3節	地震に強いまちづくりの推進	165
	第4節	耐震化の推進	165
	第5節	地震災害に関する調査研究	167
	第6節	地震情報の種類と伝達	167
第2章 津波災害予防計画 (総務対策部・文教対策部)	第1節	津波対策の推進	172
	第2節	津波危険地域の把握、周知	174
	第3節	津波避難体制の整備	175
	第4節	津波に関する知識の普及啓発	178
第3章1 風水害予防計画 (総務対策部・消防対策部・産業対策部)	第1節	風水害等予防計画	183
	第2節	水防計画	184
	第3節	ダムを活用した河川治水	185
	第4節	ため池・農業用水路・樋門の管理体制の強化	186
	第5節	土砂災害防止計画	188
第3章2 風水害応急対策計画 (総務対策部・消防対策部・)	第1節	水防計画	190
	第2節	緊急時のダム管理	193

産業対策部)	第3節	ため池・農業用水路・樋門の応急対策	195
第4章1 雪害予防計画 (総務対策部・健康福祉対策部・建設環境対策部)	第1節	目的	198
	第2節	雪害を防止する施策の概要	198
	第3節	地域ぐるみの支援体制の整備	198
	第4節	道路交通の確保	198
	第5節	関係機関との協力体制の整備	199
	第6節	雪崩に対する警戒避難体制の確立	199
	第7節	住民等への広報	199
	第8節	情報収集体制の整備	200
	第9節	被災者の救援・救助体制の整備	200
	第10節	孤立予想集落への対策	200
	第11節	要支援世帯への支援	201
	第12節	帰宅困難者への支援	201
第4章2 雪害応急対策計画 (総務対策部・建設環境対策部・健康福祉対策部・産業対策部・文教対策部・消防対策部)	第1節	目的	202
	第2節	組織体制	202
	第3節	地域ぐるみの支援の実施	202
	第4節	豪雪時の道路交通確保	202
	第5節	応援協定先との連携・協力	203
	第6節	雪崩に対する警戒避難体制	203
	第7節	住民等への広報	203
	第8節	情報収集	204
	第9節	被災者の救援・救助の実施	204
	第10節	医療及び福祉サービスの確保	205
	第11節	孤立予想集落への対策	206
	第12節	要支援世帯への支援	207
	第13節	帰宅困難者への支援	207
	第14節	ライフライン確保対策	208
	第15節	農林水産業被害対策	208
第16節	学校の安全対策	209	
第17節	災害救助法の適用	209	